



マイナンバーカード新規発行事務の委託に関して 日本郵便株式会社と協議書を取り交わしました



ターゲット 17.8

2024年1月30日
郡山市市民部
マイナンバー推進課
課長 猪狩 明宏
TEL：924-2080

SDGs ターゲット 17.8 「情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。」

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第3条第2項に基づき、マイナンバーカードの新規発行に係る事務を郵便局に委託し、市民の皆様が本市の窓口以外でもマイナンバーカードの交付を受けられるようにするため、本日、以下のとおり日本郵便株式会社と協議書を取り交わしました。詳細については、別紙資料のとおりです。

1 事務を取扱う郵便局

郡山郵便局（郡山市朝日2-24-6）

※基幹郵便局でスモールスタートし、課題等を把握・解決した上で他の郵便局への拡大を検討

2 取扱う事務の範囲

マイナンバーカードの新規発行事務（カードの申請時に郵便局来局、交付時は来局不要(郵送)）

3 取扱い期間

令和6年8月1日～令和7年3月31日

※両者のいずれもが廃止の意思表示がない場合、1年間の自動延長を継続する。

4 今後のスケジュール（予定）

以下スケジュールに基づき、委託事務契約を締結した上で、取り扱うものとする。

時期	内容
R6.1.30	日本郵便株式会社との協議書の取り交わし
R6.2月中旬～3月中旬	3月定例会に郵便局の指定に係る議案及び関連予算を提出
R6.4月予定	市議会での議決後、事務委託契約を締結
↓ 【開始準備】	
R6.8月開始予定	郡山郵便局においてマイナンバーカード新規発行事務開始

《参考》『地方公共団体の特定の郵便局における取扱いに関する法律』

第3条第2項 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

第3条第3項 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます！！

ひらけ 未来へ こおりやま

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第3条第2項に基づきマイナンバーカード関連事務を郵便局に委託するため、事務を取扱う郵便局、取扱う事務の範囲、取扱う期間について日本郵便株式会社と協議書を取り交わしました。

今後期待されるメリット：取扱い郵便局の拡充による、市の窓口から遠方にお住まいの皆さまの利便性向上等

1 事務を取扱う郵便局

郡山郵便局 郡山市朝日2-24-6

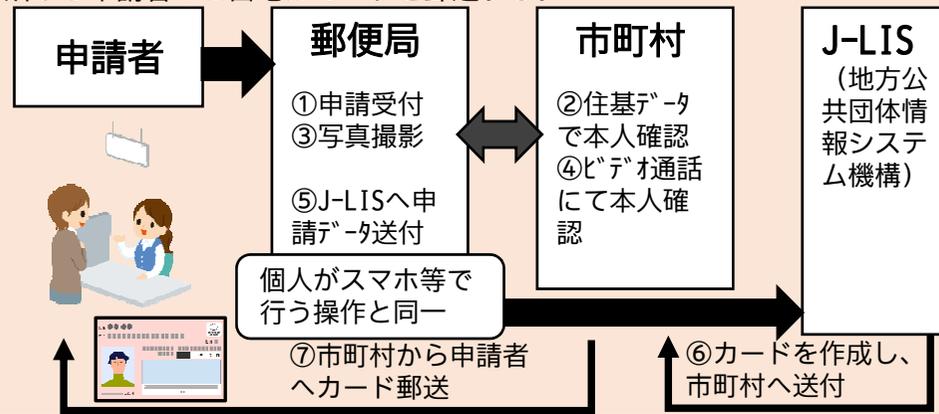


基幹となる郡山郵便局でスモールスタートし、今後取扱う郵便局や事務範囲の拡充を検討していく。

2 取扱う事務の範囲

●マイナンバーカードの新規発行事務（申請時に郵便局来局）

※郵便局で申請を受け付け、市職員がビデオ通話で本人確認を行い、後日市役所から申請者のご自宅にカードを郵送する。



3 取扱い期間

2024年8月1日～2025年3月31日。ただし取扱い期間満了日の3か月前までに両者いずれもが廃止の意思表示がなければ、1年間の自動延長を継続。

4 今後のスケジュール

協議書取り交し

- ・事務取扱い郵便局
- ・取扱う事務の範囲
- ・取扱い期間

R6.1.30

市議会の議決

- ・3月定例会において、郵便局の指定に係る議案及び関連予算を提出

R6.3月

事務委託契約締結

- ・議決後、日本郵便株式会社と事務委託契約を締結する。

R6.4月

機器等の入札準備

- ・郵便局で使用する機器や備品等の準備を行う。

R6.4月～5月

職員研修/環境設定

- ・郵便局職員の研修
- ・ネットワーク等環境を整える。

R6.6月～7月

サービス開始

- ・郡山郵便局においてマイナンバーカード新規発行事務を開始する。

R6.8月開始予定